

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1326））

2. 日時：平成31年3月20日 10時00分～11時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、竹田上席安全審査官、浅沼安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：炉心・燃料サイクルグループ GM 他5名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成31年1月18日に申請のなされた東海第二発電所の設置変更許可申請について、本日提出された資料及び申請書に基づき説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は、以下の主な点について指摘等を行うとともに、今後、これらの説明内容について、引き続き確認することとした。

○「PWR-BWR燃料設計の相違（BF-1-005）」を「東海第二発電所 地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能の維持について（BF-1-002）」に参考資料として含めること。

○応力設計比の最大となる箇所が、A型はスペーサ間、B型はスペーサ部と異なる理由について説明すること。

（3）日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・東海第二発電所 地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能の維持について（BF-1-001）

・東海第二発電所 地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能の維持について（BF-1-002）

・指摘事項一覧（BF-1-004）

・PWR-BWR燃料設計の相違（BF-1-005）